四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第四十号から前号までに掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十六～五十九　（略）	（略）
六十　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十二万五千円
六十の二　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	二十七万円
六十一～百二十五　（略）	（略）
百二十六　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の二　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の三　（略）	（略）
百二十七～百三十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円

四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（前六号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十六～五十九　（略）	（略）
六十　保安基準第二十一条並びに第四十四条第五項、第六項及び第七項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
六十一～百二十五　（略）	（略）
百二十六　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の二　（略）	（略）
百二十七～百三十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第五十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円